様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 1月 6日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）  一般事業主の氏名又は名称  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名  住所　〒  法人番号　6040001059068  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXにおける当社の取り組み | | 公表日 | ①　2025年10月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ 認定の取得 ＞ DXにおける当社の取り組み  　https://koken.cc/wp-content/uploads/2021/11/DXにおける当社の取り組み　株式会社コーケン-2.pdf  　記載ページ：P.3 | | 記載内容抜粋 | ①　＜DX基本方針＞  株式会社コーケンは、従来の経験と勘に依存した測量業務から脱却し、データとAIを駆使する企業へと変革する。  具体的には、k i n t o n eを活用した業務プロセスの効率化と情報の一元化。過去の膨大な案件データをMRAＧに学習させ、熟練技術者のノウハウを全社で共有し、技術伝承を加速させる。  これにより、属人化からの脱却と圧倒的な生産性向上を達成し、お客様に対してより迅速で高品質なサービスを提供することで、業界における確固たる競争優位性を確立する。  これらの変革を通じて、全社員がデータに基づき自律的に価値を創造できる企業文化を醸成し、測量業務の枠を超えた新たな価値提供も視野に入れ、持続的な成長と企業価値の向上を実現する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会において承認。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXにおける当社の取り組み | | 公表日 | ①　2025年10月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ 認定の取得 ＞ DXにおける当社の取り組み  　https://koken.cc/wp-content/uploads/2021/11/DXにおける当社の取り組み　株式会社コーケン-2.pdf  　記載ページ：P.4 | | 記載内容抜粋 | ①　＜DX戦略＞  1．業務プロセスの徹底的な効率化：k i n t o n eによる現場データ収集基盤の構築。入力重複削減、作業計画作成、進捗率や売上げ計算の自動化。  2．革新的技術の活用と新事業の創出：MRAG、Gemini等のAI技術の導入。過去データを活用した半自動的なマニュアル作成や、クローズAIによるセキュリティ向上に貢献。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会において承認。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXにおける当社の取り組み  　記載ページ：P.5、P.6 | | 記載内容抜粋 | ①　　＜DX推進体制＞  当社のDX戦略を強力に推進するため、代表取締役である石塚貴大を責任者とし、その直下に部門横断型の「デジタル人材チーム」を設置する。  本チームは代表の指揮のもと、戦略の実行と全社展開を担う常設組織であり、各部門1人以上のメンバーで構成される。月1回の定例会を開催し進捗報告を行うことで、迅速な意思決定と経営トップのコミットメントを担保する。  また、ITパスポートの資格取得者には月額手当を支給し、デジタル人材の「生産性向上」「DX推進」「リスク低減」「人材確保・定着」を推進させる。  1. 最高責任者：代表取締役石塚貴大  DX戦略の最終意思決定と、推進に必要な予算・人員等の経営資源の配分責任を負う。  2. IT・システム担当：各チームより一名以上  戦略実行の技術基盤を担う。kintoneのデータ基盤構築、AI開発環境の構築、MRAGのユースケース作成を行う。  3. 外部アドバイザー：株式会社武蔵野、株式会社後藤組  AIやMRAGといった先端技術に関する専門的知見を提供し、技術選定や導入計画の妥当性評価においてチームを補佐する。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXにおける当社の取り組み  　記載ページ：P.7 | | 記載内容抜粋 | ①　＜DX推進環境の整備＞  ・kintoneによる現場データ収集基盤の構築  ・MRAG導入、Geminipro加入による、生成AI利用可能なセキュリティ環境の整備  ・全社員へのモバイル端末（iPad/iPhone）配布によるデータアクセス環境の提供 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXにおける当社の取り組み | | 公表日 | ①　2025年10月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ 認定の取得 ＞ DXにおける当社の取り組み  　https://koken.cc/wp-content/uploads/2021/11/DXにおける当社の取り組み　株式会社コーケン-2.pdf  　記載ページ：P.8 | | 記載内容抜粋 | ①　＜DX戦略達成指標＞  経営貢献の指標  指標1：一人当たりの売上高  目的：業務効率化と高付加価値化による生産性の向上を測定。  目標：年率15%向上  指標2：新規顧客からの受注件数  目的：DXによる競争優位性（迅速な見積もり提示など）が市場で評価されているかを測定。  目標：年率15%向上 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年10月 1日 | | 発信方法 | ①　DXにおける当社の取り組み  　当社ホームページ トップ ＞ 認定の取得 ＞ DXにおける当社の取り組み  　https://koken.cc/wp-content/uploads/2021/11/DXにおける当社の取り組み　株式会社コーケン-2.pdf  　記載ページ：P.2 | | 発信内容 | ①　＜代表メッセージ＞  Google/kintoneや生成AI活用でDXを強化し、iPad配布などで進めたデジタル化とIT化による業務効率改善を推進する。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。